

## 身体拘束等の適正化のための指針

(身体拘束等に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることを鑑み、  
利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第2条 身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束適正化委員会」(以下、「委員会」という。)を組織します。  
なお、委員長は理事長とします。委員の選任については、当該事業所の管理者及びサービス提供責任者、その他委員長が指名した者とします。

- 2 身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会と一体的な運用とします。
- 3 身体拘束適正化委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催します。
- 4 身体拘束適正化委員会では、次のような内容について協議するものとします。

(1) 身体拘束適正化委員会その他組織に関すること

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること

(3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

(4) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

(5) 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること

(7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進

めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

2 身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。

3 研修内容は、身体拘束等に関する基本的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

(法人内で発生した身体拘束等の報告に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、全て委員会へ報告します。その際、委員長が定期開催の委員会を待たずして

報告を要すると判断した場合には、臨時的に委員会を招集するものとします。

2 事業所内において他の職員等による不適切な身体拘束等を視認した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこととします。当該報告を受けた上席者は、身体拘束等を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めることとします。

- 3 身体拘束等の事実が発覚した場合には利用者及び家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きにより報告を行うこととします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合、以下の手順に従って実施します。

- 2 当該指針は、利用者又は利用者家族が自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表します。

(1) 組織による決定と計画書への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、計画書等に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を計画書等の備考欄に記載します。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行うときには、事前に本人や家族に十分に説明し、了承を得ます。

(様式1)「身体拘束等に関する説明・同意書」に、拘束等が必要な理由、方法、時間帯及び時間、利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、本人等に説明と同意を得て手交します。

(3) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の虐待防止センター等の行政機関に相談・報告します。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、(様式2)「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」に利用者の心身の状

況及び緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を行い、解消に向けた取組方針の下、利用者個々人のニーズ

に応じた個別の支援を検討します。観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、会議等で報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該指針は、事業所内に掲示及びホームページに掲載等により、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるよう

にします。

2 身体拘束等を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組みます。

(1) 利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努めます。

(2) 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。

(3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行います。

(4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行いません。

やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンス等で検討します。

(5) 「やむを得ない」として拘束等に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の活動を支援する

ように努めます。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修の他、外部機関による身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利

用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は令和4年4月1日から施行する。